

**重要**

令和6年8月6日

AA ご参加者 各位



## 二次抹消の取扱いについて

いつもJU新潟オートオークションをご利用下さり誠にありがとうございます。  
標題の件でございますが、令和6年9月6日オークション開催日以降から  
二次抹消の取扱いルールが変更になります。

一旦、移転登録された後に同一年度内で抹消登録をされて車輛（二次抹消）で、  
既に自動車税相当額の精算が完了している場合は二次抹消として受付いたします。

※4月1日現在の納税義務者が出品店様以外の場合

### 旧ルール

開催日から60日以内が対象  
抹消登録された日から7日以内

に事務局に電話とFAXされた場合に限り、  
出品店様に残月分をご請求し、落札店様  
にお支払い

### 新ルール

年度内開催分が対象  
抹消登録された日から7日以内

に事務局に電話とFAXされた場合に限り、  
出品店様に残月分をご請求し、落札店様  
にお支払い

また、納税義務者が出品店様以外でも、

オークションにご出品いただく際は、納税義務者様＝出品店様

とさせていただきます。

●新ルール適用期間前のものは旧ルールで受付いたします。

ご不明な点がございましたら、担当：佐野・板垣までお願いいたします。